



平成30年9月 相談件数

604件



(前月比: △45件)

(前年同月比: △67件)

掲載
内容

- 消費者教育ポスター展 開催のお知らせ
- フリーマーケットサービスでのトラブルにご注意を!
- お知らせ「家庭用計量器無料検査」
「消費者サポーター養成講座」「多重債務者特別相談」
- 消費者被害注意報

消費者教育ポスター展 開催のお知らせ

市内の小・中学生を対象として、今年も消費者教育ポスターを募集しました。2つのテーマ(「お金を大切にすること」、「インターネットの安全で楽しい使い方」)に合計92作品が集まりました。

力作ぞろいの中、次の2作品が優秀賞に決定しましたので、紹介します。

また、優秀賞(2点)を含む入賞作品10点を、市内各所で展示します。ぜひお立ち寄りください。



「お金を大切にすること」

海浜打瀬小学校1年 山崎 桜羽 さん



「インターネットの安全で楽しい使い方」
花園中学校1年 田村 花凜 さん



入賞作品展示スケジュール

日程	会場
11月13日(火)～11月19日(月)	そごう千葉店 地階そごうギャラリー
11月21日(水)～11月30日(金)	消費生活センター 1階情報プラザ
12月 5日(水)～12月12日(水)	美浜区役所 1階市民ロビー
12月17日(月)～ 1月 4日(金)	消費生活センター 1階情報プラザ
1月 9日(水)～ 1月16日(水)	花見川区役所 1階市民ロビー

毎日の生活に身近な、お金やインターネットの使い方。この展示をきっかけに、改めて考えてみよう!



※そごう千葉店の営業時間は10時～20時。最終日の展示は16時まで。

※その他の会場は、平日8時30分～17時30分。(美浜区役所: 12月9日(日) 9:00～12:30 花見川区役所: 1月12日(土)・13日(日) 9:00～17:15 も鑑賞できます。)

フリーマーケットサービスでのトラブルにご注意を！

インターネット上で個人同士が商品やサービスを取引できるフリマアプリやフリマサイト等、フリーマーケットサービス（以下、フリマサービス）の利用が広がっています。

個人の持ち物等を簡単に売買できる手軽さが人気ですが、利用者の増加に伴いトラブルも増えています。そこで、相談事例をもとに、注意すべきポイントをお知らせします。

<事例1>

フリマアプリで購入したブランド品が偽物だったため、出品者に返品の連絡をしたが応じてもらえず、アプリ運営事業者に相談したら「当事者間で話し合うように」と言われた。

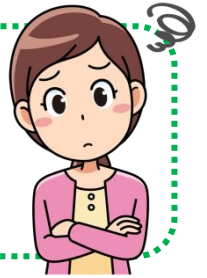


<事例2>

フリマアプリで靴を購入する際、出品者から商品受取前の出品者評価を求められたため応じたところ、商品が届かず出品者と連絡がつかなくなった。

<事例3>

フリマアプリで洋服を出品し発送したが、購入者から「商品が届かない」と言われたため、配送事業者のホームページで確認すると配送済みになっていた。購入者にその旨連絡したが、商品代金が支払われない。



事例のように、購入者と出品者との間で「偽物だ」「偽物ではない」や「商品が届かない」「確かに送った」等、双方の主張が食い違い、トラブルに発展するケースが多く見られます。

フリマサービスの取引は個人同士の取引であり、トラブルが発生した場合は、原則として当事者間（個人同士）で解決を図ることになる点を理解して利用しましょう。

フリマサービス運営事業者の多くはトラブルを防止するため、**利用規約等**で禁止行為や出品禁止商品等について定めています。また取引上のマナーを紹介している場合もありますので、**フリマサービスを利用する前によく確認し、慎重に取引する**ようにしましょう。

フリマサービスでは、商品到着後に購入者が出品者を「評価」することで、支払った代金が運営事業者から出品者に振り込まれるシステムになっていることがあります。

出品者を「評価」するのは商品が届いてからにしましょう。

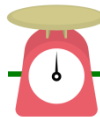
トラブルになってしまった場合は、まずは当事者間で十分に話し合いをしましょう。トラブルが解決しない場合は、フリマサービス運営事業者に事情を伝え、調査等の協力を得られないか確認してみましょう。

それでも交渉が進まない場合、消費生活センターにご相談いただければ、利用規約や取引内容を再度確認し、問題点の整理を行うことができます。

「買いたい！」「売りたい！」という勢いで行動せず、フリマサービスの取引は慎重にね！



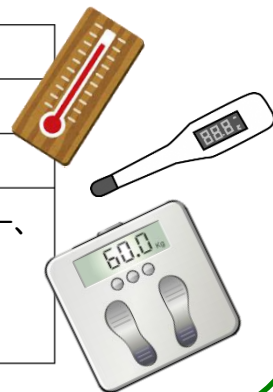
家庭用計量器無料検査のお知らせ



無料・予約不要

11月は、計量意識の普及・向上を図る「計量強調月間」です。消費生活センターでは、その一環として、「家庭用計量器の無料検査」を以下のとおり実施します。予約は不要です。計量器を持参のうえ、お越しください。

日 時	平成30年11月14日(水)・15日(木) 13時~16時
場 所	千葉市消費生活センター1階 情報プラザ
対 象 者	千葉市内に在住・在勤の方
対象計量器	家庭で使用している血圧計(送気球で加圧するものに限る)、ヘルスマーター、体温計、温度計、キッチンスケール ※検査できない器種: 指や手首で計測する血圧計、耳式体温計など ※修理は行いませんので、あらかじめご了承ください。



※問い合わせ ☎043-207-3603 (相談・指導班)

消費者サポーター養成講座 開催のご案内

無料・要予約

地域の見守り活動に役立つ「消費者サポーター養成講座」。昨年度大好評だった澤村直樹さん(NHK 学園「傾聴講座」監修者)の講座も、内容を変えて実施します。人と接する機会の多い方にオススメです。

日 時	平成31年1月17日(木) 13時半~16時40分
場 所	千葉市消費生活センター3階 研修講義室
対 象 者	千葉市内に在住・在勤・在学の方 定員40人(応募者多数の場合抽選)
内 容	① 成年後見制度の概要(1時間) ② 傾聴(入門編Ⅱ)(2時間)
申込方法	電子申請(千葉市消費生活センターのホームページから)、または往復はがきでお申し込みください。 必要事項: 講座名・参加者氏名(フリガナ)・住所・電話番号・返信用の宛名 申込締め切り日: 平成30年12月27日(木)



※問い合わせ ☎043-207-3602 (消費者教育班)

多重債務者特別相談 実施しています

無料・要予約

借金を返済するために、さらに借金を重ねてしまう「多重債務」。多重債務は深刻な社会問題となっており、早急な対応が必要です。消費生活センターでは、弁護士による「多重債務者特別相談」を実施しています。ご予約の上、ご利用ください。

日 時	毎月 第2・4木曜日 13時~16時
場 所	千葉市消費生活センター2階
対 象 者	千葉市内に在住・在勤・在学の方
予 約	<u>事前予約制です。</u> お電話でお申し込みください。※1日6組、30分/組 ☎ 043-207-3000 (相談専用)



本ページに掲載の催し等については、全て千葉市消費生活センターで実施します。

所在地 千葉市中央区弁天1-25-1

アクセス JR 千葉駅北口から徒歩約8分、京成千葉線新千葉駅から徒歩約11分



消費者被害注意報 No. 79

「儲かる」「高配当」などとうたう投資話には慎重に！

事例1 業者から「1040万円でパチスロ機を購入し、それを事業者にレンタルすると、購入代金を24分割した分と、配当として年利4%のレンタル料の月割り分を毎月振り込む」と電話勧誘を受け、ためしに10口申し込んだ。

契約の翌月、説明通りの金額が振り込まれたので、さらに10口申し込んだところ、支払いが滞るようになり、その後、業者と連絡が取れなくなった。

事例2 「自社商品のオーナーになり投資すれば半年後に10%の利子をつけて償還する」というダイレクトメールが届いた。

100万円を投資したが、1度も支払われることがないまま会社が破産した。最近では、弁護士を名乗る団体から着手金を支払えば被害回復のための手続きを代行するとの電話があった。



〈相談員のアドバイス〉

- ・超低金利時代であるため元本保証や高配当をうたう投資話は魅力的ですが、冷静に対処しましょう。元本保証の場合は利回りがより低く、高配当をうたう投資であれば、当然リスクが高くなります。
- ・最初数回の支払いを行うことで消費者を信用させて多額の投資を促し、入金があった直後から支払いが止まるという事例も多くみられます。
- ・被害回復をうたい高額な着手金や手数料を要求されるような二次被害にも注意しましょう。

見守りのポイント



- 高齢者がお金に困っている場合は、トラブルに巻き込まれている可能性があります。
- 銀行によって、普通預金の金利は異なりますが、現状は年1%に遠く及びません。事例のような普通預金の金利のおおむね100倍以上にあたる1%以上の利回りの投資をしている方には、業者からどのようなリスク説明があったかを確認しましょう。
- 業者の説明と契約書の内容が一致していない場合もあります。詐欺が疑われる場合は契約書の確認を促し、消費生活センターへの相談を勧めましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉県消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日9:00～16:30※祝日・年末年始は除く